

# 労働者協同組合物語 第9回 の2

## キリスト教社会主義運動と 労働者生産協同組合 その2

労働者協同組合促進協会の創設と展開

中川雄一郎 (協同総研 / 明治大学)

### 労働者協同組合促進協会の創設

前回の「キリスト教社会主義運動の開始」ではラドローの「利潤のfellowship」にかなりのスペースを当てたのであるが、それは、ラドローの「利潤のfellowship」が労働者生産協同組合運動に思想的、理論的基礎を与えることから、キリスト教社会主義運動と労働者生産協同組合運動との関係を理解するためであった。その「利潤のfellowship」に基づいた労働者生産協同組合が、1850年2月にラドローたちによってロンドンで「仕立工生産協同組合」(Working Tailors' Association)として組織される。そしてこの生産協同組合の設立が「労働者協同組合促進協会」(The Society for Promoting Working Men's Association: SPWMA)の創設を呼び起こし、キリスト教社会主義運動による労働者生産協同組合の本格的な展開を画することになる。

1850年6月、ラドローたち若きキリスト教社会主義者は、仕立工生産協同組合に続く労働者生産協同組合を設立し、イギリスにおける労働者生産協同組合運動の一層の発展を準備しようとした。SPWMAの創設は、労働者生産協同組合運動の助言者であり、キリスト教社会主義運動の最初の書記長に就任した

チャールズ・サリーが、今後増設されるであろう個々の労働者生産協同組合を援助すると同時に、労働者生産協同組合の思想や理念を全国的に普及するための基盤を構築するために、「中央委員会」を設置すべきだと提案したことに端を発している。サリーの提案は、この頃、「労働者の間で、労働者が生み出すすべての利潤を労働者自身が獲得することのできる労働者自身のワークショップを設立するのに、労働者に資金を貸与してくれる人たちがいる、とのニュースが急速に広まっていた」<sup>1</sup> ことから、ラドローたちには時宜を得た提案だと思われた。しかし、労働者生産協同組合の数を増やすことに賛成しなかったモーリスは、サリーの提案に反対した。それでもラドローたちはモーリスの反対を押し切ってまでも中央委員会の設置に着手することを決定したので、モーリスとラドローたちとの間に軋轢が生じることとなり、その結果、モーリスが折れて、提案されていた中央委員会に代わる組織としてSPWMAが創設され、中央委員会は各労働者生産協同組合のマネジャーによって構成されるサリーの提案とは異なる機能をもつ組織とされた。いずれにしても、SPWMAの創設が労働者生産協同組合運動を促進したことは確かであって、事

実、ラドローたちはその年の10月までに仕立工、製靴工、建築工など熟練した技倆を要する労働部門に8つの労働者生産協同組合を設立し、1852年までにさらに3つの労働者生産協同組合を設立しているのである。

SPWMAは、「促進者」(promoters)と「会員」(associates)によって構成され、前者がSPWMAの執行機関としての「促進協議会」を組織することになり、またモーリスのみが促進者協議会のメンバーを選定できることにした。そのモーリスに選ばれた人物の1人がエドワード・ヴァンシタート・ニールであった。

SPWMA創設の端緒を開いたサリーは、SPWMAの開始に際して次のように述べ、ラドローたちに重要な示唆を与えた。

労働を組織さえすればそれで良い、というのではない。否それどころか、労働の組織化が独りでに完遂されることなど決してあり得ないのである。それは、現在における労働、交換および消費の組織化の集約でなければならない。すなわち、より凝縮された、より正確な表現を使えば、労働の組織化は需要と供給の組織化でなければならないのである。<sup>2</sup>

サリーは、労働者生産協同組合は「協同労働」の原理に基づいて実践される協同組合であり、やがて既存の経済的、社会的秩序のオルターナティブを準備し得るものとならなければならない、と若きキリスト教社会主義者たちに訴えたのである。サリーのこのような主張は、「社会変革の手段としての労働者生産協同組合」を唱えていたラドローの思想とも一致するものであった。かくして、若き

キリスト教社会主義者たちはラドローの思想に沿ったSPWMAの経済的、社会的機能と責任をSPWMAの「規約」のなかに明確に表現するのであるが、同時にそのことは、SPWMAがモーリスの思想から離れていくことを意味したのである。

SPWMAは、その「規約」の前文で、「協同労働の原理を遂行し、普及する」目的および目的を遂行するための方法を次のように明記した<sup>3</sup>。

本の目的は、下記の方法によって、協同労働 (associated labour) の原理を遂行し、協同労働の実践を拡大することである。すなわち、

- (1) 労働者自身とその家族が彼らの全生産物を享受する労働者生産協同組合を形成することによって。(剰余がある場合には) 剰余の一部を、公正な利子を付けて、借入れた資本の返済に充当する。
- (2) このような労働者生産協同組合の間での、また本連合会への加入を承認された資本家と労働者とを一体化させている他の協同組合の間での商品の交換および分配を組織することによって。
- (3) 本連合会への加入を承認されたすべての労働者生産協同組合の間に、共済組合、モデル賃貸住宅および学校など組合員の利益になる制度や施設を設置することによって。
- (4) 労働者協同組合の資本、信用、慣習、知識そして影響力が与えることのできる、同胞愛による援助と支援のあらゆる手段を全面的に展開することによって。

(1)で主張されている「労働者自身とその家族が彼らの全生産物を享受する」との言葉や、(2)の「資本家と労働者の一体化」といった言葉は、かつてウィリアム・トンプソンやウィリアム・キングが好んで用いた「全労働収益権論」の言葉である。したがって、ここにもわれわれはイギリス協同思想の継続を見て取ることができるのである。また(2)の項目は先に見たサリーの「労働、交換および消費の組織化」を明示したものであるが、そのことをいわば「協同組合間の協同」によって実現しようとしたものである。

さて、SPWMAの「規約」は13条から成っているのであるが、なかでも第1条と2条がキリスト教社会主義者の労働者生産協同組合の思想を具体的に表現しているので、次にそれらを記しておこう<sup>4</sup>。

第1条： 労働者生産協同組合は、組合員に定期的に（競争制度の賃金に相当する）手当（allowance）を支払う。その手当は、それを受け取る組合員個人の才能と勤労に応じた公正な1労働日に対する公正な1日の報酬となるだろう。またその手当は、同じ地域に存在し、同じ労働の性質および労働の質を有するものであれば、同じ職種のすべての労働者生産協同組合においては可能な限り同じものとする。

第2条： 純剰余、すなわち、現在のシステムでいう利潤 換言すれば、労働者生産協同組合の労働の生産額のうちの経常費と、（もしあるとすれば）借入れ資本の返済

に充当される金額および装置・用具や他の固定費用に投入される資本に対する利子を控除した後に直残っている生産額は、組合員各自が労働した時間に応じてすべての組合員の間で平等に分配されることになる。

少なくとも、利潤の3分の1は、資本を増大するために、したがって、組合員数を増やすために取っておかれることになる。

この資本は、当分の間、労働者生産協同組合の間で平等に分割され、またこの資本には労働者生産協同組合の規則によって定められた率の利子が付くことになる。

この資本への出資支払いが要求されることはないけれども、しかし、利子に対する権利は労働者生産協同組合の組合員の間で譲渡され得る。

見られるように、ここにはラドローの労働者生産協同組合に関わる思想と理念とが示されている。1つは、ある労働者生産協同組合の組合員は彼自身の才能・技倆・勤労をもって彼がなした労働と引き換えに「手当」を受け取る、という考えである。すなわちこうである。「労働者生産協同組合においては労働に対して支払われる報酬は賃金と呼称されない。何故なら、実際のところ、ある人間が自分自身に賃金を支払うことはできないからである。組合員によってなされる労働の報酬としての手当という条件の下で労働がなされた場合には、『手当』という言葉はどんな屈辱的な観念も生みださないのである」<sup>5</sup>。要す

るに、ラドローは、「賃金」を雇用者たる資本家に雇用された労働者が受け取る「報酬」であり、しかもその「報酬」は、労働者の才能・技倆・勤労に応じてではなく、雇用者によって定められたそれである、とみなしていたのである。したがって、労働者生産協同組合にあっては、「自己雇用者」としての組合員が受け取る「報酬」は、彼らの自身の才能・技倆・勤労に応じた、すなわち、「労働の質的差異」に基づいた「手当」である、というのがラドローの「報酬論」の骨子である。

第2は、労働者生産協同組合は、純剰余、すなわち、利潤の一部を、借入金返済・利子などとして控除し、さらには利潤の3分の1を経営準備金として蓄積し、そして残りの部分を組合員労働者の間で「労働日に応じて平等に分配」する点である。ラドローは、経営準備金を「譲渡不可能な社会的資本」と規定することによってフランスにおける労働者生産協同組合の伝統を受け入れているのである。

ラドローたちは、SPWMAにおけるこのようなアプローチをもって、1850年から52年にかけてロンドンに11の労働者生産協同組合を設立した。しかしながら、これらの労働者生産協同組合の多くは、総じて小規模であったし、また熟練度や生産技術の点でも、さらには協同組合思想という点でも彼らが描いた生産組織にほど遠い水準に止まっていた。このような組合員の専門職業的熟練の低さ、不十分な道徳的資質それに労働者生産協同組合の原理原則の無理解という点は、後に、労働者生産協同組合運動を批判する際にベアトリス・ウェブ(ポター)によって利用されることになる。これらのことに加えて、各労働者生産協同組合は、原材料の確保と製品の販売市場の確保という重大問題に対

処しなければならなかった。これらの点もウェブによる労働者生産協同組合運動批判的であった。

労働者生産協同組合運動にとって、これらの基本的かつ重大な問題は、遅かれ早かれ直面する問題であり、その運動の発展を図るために早急に解決しておかなければならない問題であった。その意味では、ラドローたちによるこれらの問題への対処がキリスト教社会主義運動の命運を握っていた、と言ってもよい。実際のところ、労働者生産協同組合運動が行き詰った1854年にキリスト教社会主義運動が崩壊するのである。

ラドローたちの対処の仕方は混乱していた。促進者協議会のメンバーで、フランス人亡命者のジル・ルシェヴァリエは、既に1850年6月に原材料市場と製品販売市場を確保するために、一種の卸売組織である「反競争代理店」(Anti-Competitive Agency)の設立を提案してはいた。ルシェヴァリエは、その提案主旨のなかで、SPWMAはより広い範囲の基盤の上で労働者生産協同組合運動を展開し、生産に応じた分配と消費の領域を構成すべきであり、したがって、労働者生産協同組合の購買能力および資本を獲得するために、より富裕な階級の人たち(=資本家)を彼らの運動に引きつけるよう試みる必要がある、と主張した。「反競争代理店」は「それが資本家と労働者生産協同組合の双方の利益に役立つようになれば、資本家と労働者生産協同組合の間に介在する中間組織になり得る<sup>6</sup>、と彼は考えたのである。

しかし、ラドローはルシェヴァリエのこのような「反競争代理店」構想に反対した。彼は、ルシェヴァリエの提案は「購買力のある人たちとこの代理店との関係に関する限り、ある誤謬に、すなわち、価格は既に生産費に

基礎を置いていないのであって、経営費用などによって...引き上げられる」とする誤謬に基づいている、と批判した。「反競争代理店」構想に対するラドローの反対は、このことだけに止まらなかった。というよりはむしろ、彼の反対論はキリスト教社会主義思想に根拠をおくものであった。ラドローにとって、労働者生産協同組合はイギリス社会を変革する手段なのであるから、労働する組合員がその「主人公」でなければならず、したがって、SPWMAは、集团的マスターシップに基礎をおいた新しい経済的、社会的秩序を創出するための機関でなければならなかった。それに対して、ルシェヴァリエの構想は、既存の階級分裂社会を前提として機能するのであるから、既存の社会を真に変革するどころか、むしろキリスト教社会主義運動のそのまさに根幹を揺るがすものだとラドローには思われたのである。

ラドローのこのような批判に遭って、ルシェヴァリエの「反競争代理店」構想は一旦頓挫する。しかしながら、労働者生産協同組合にとって原材料の購入市場と製品の販売市場の確保は依然として解決を迫られていた問題であった。そこで、かつてのオウエン主義者であり、促進者協議会のメンバーでもあるロイド・ジョーンズが、この問題を解決する足がかりを得るために、1850年の夏にイングランド北部地方とスコットランド地方の協同組合を訪問する。ジョーンズは、ロッチデールの先駆者組合およびランカシャーおよびヨークシャーに設立されていた他の協同組合について精通していたことから、キリスト教社会主義運動と関係している労働者生産協同組合運動のプロパガンダを行ない、労働者生産協同組合の市場開拓の役割を担うことになる。

ジョーンズの訪問旅は大きな成果を生んだが、それには、やはりオウエン主義者でミッドランドやランカシャーの地方で協同組合運動を指導していたウォルター・クーパーの協力が与って力があった。この2人の努力は、キリスト教社会主義者たちのマンチェスターでの集会参加や先駆者組合の訪問に繋がり、またキリスト教社会主義者たち自身もイングランド北部地方における協同組合運動の伝統と実験とを知る契機をつくりだしたのである。

他方、ラドローにしても、労働者生産協同組合の市場問題は大きな、解決しなければならない問題であったことには変わりはない。そこで彼も、1850年の夏にランカシャーとヨークシャーを回り、製品市場となる消費者協同組合を視察した。彼は、この視察旅行によって、ロッチデール型の協同組合運動がイングランド北部地方に根を張っている状況を理解し、消費者協同組合運動の価値を認識するようになる。

こうして、SPWMAの内部に、消費者協同組合が労働者生産協同組合の市場問題、とりわけ製品市場問題の解決に有効であること、したがってまた、双方の協同組合の協力の重要性を認識する雰囲気醸成されていった。そのような時に、ニールが登場し、ルシェヴァリエの「反競争代理店」に代わる「中央協同組合代理店」(Central Co-operative Agency)構想を打ち出すのである。そして、ニールとラドローの間で新たな対立がこの時に始まるのである。

<sup>1</sup> T. Christensen, *Origin and History of*

*Christian Socialism 1848 - 1854*, p.142.

<sup>2</sup> *Tracts on Christian Socialism*, Vol. , pp.4-5.

<sup>3</sup> *Ibid.*, pp.5-6.

<sup>4</sup> *Ibid.*, pp.5-6. なお、この規約は、サリーが起草し、ラドローが加筆・修正したものである。

<sup>5</sup> *Ibid.*, p.14.

<sup>6</sup> T. Christensen, *op. cit.*, p.164.